

社会福祉法人愛善会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛善会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬表)

第2条 この規程に基づく報酬は、別表に掲げるとおりとする。

(報酬の基準)

第3条 当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には報酬を支給しない。

2 役員等が、同一日に開催された理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合も同様とする。

3 副理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を支給することができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日から施行することとし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和元年6月26日から施行することとし、令和元年4月24日から適用する。
- 3 この規程は、令和5年3月1日から施行することとし、令和5年1月1日から適用する。

別表1

名称	報酬（日額）
理 事 会 出 席 報 酬	5,000円
評 議 員 会 出 席 報 酬	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円

監 事 業 務 報 酬	5,000円
-------------	--------

別表 2

名称	報酬 (月額)
副 理 事 長 業 務 報 酬	150,000円